

特定建築物環境衛生管理指導基準

〔平成9年3月24日〕
〔生活衛生部長決裁〕

(最終改正) 令和4年3月31日

1 空気環境の調整

- (1) 空気調和設備(機械換気設備)は、常に正常に作動するよう維持管理すること。
- (2) 空気環境の定期測定場所は、各階ごとにビルの規模、空調方式、室内の使用実態及び居室の仕切り等を配慮して選定し、実態が正確に捉えられるような測定を実施すること。

2 給水の管理

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第5条給水設備維持管理基準によること。ただし、同基準中第1項第2号イからオまで、同項第3号、同項第5号及び同項第8号は除く。

3 清掃

洗剤及び薬品等は、専用の保管設備に保管すること。

4 帳簿書類の備付け

特定建築物の維持管理等に関する、次に掲げる帳簿書類等を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。

(1) 図面類(しゅん工図)

ア 建築物の配置図、平面図及び断面図

イ 空気調和(機械換気)設備、給水(湯)設備、雑用水設備、排水設備等の系統図及び詳細図

ウ 機器一覧表

(2) 維持管理に関する帳簿書類(5年間保存)

ア 建築物環境衛生管理基準に定める測定、検査、清掃、防除等の年間実施計画表

イ 空気環境の管理、空気調和(機械換気)設備の管理、給水(湯)の管理、雑用水の管理、排水の管理、清掃、防除等の月間業務計画表

ウ 測定、検査、清掃、防除作業等の実施記録

エ 設備の点検整備記録

オ その他環境衛生上必要な事項の記録

(3) 建築物環境衛生管理技術者の兼任に関する書類(兼任されている間保存)

建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し